

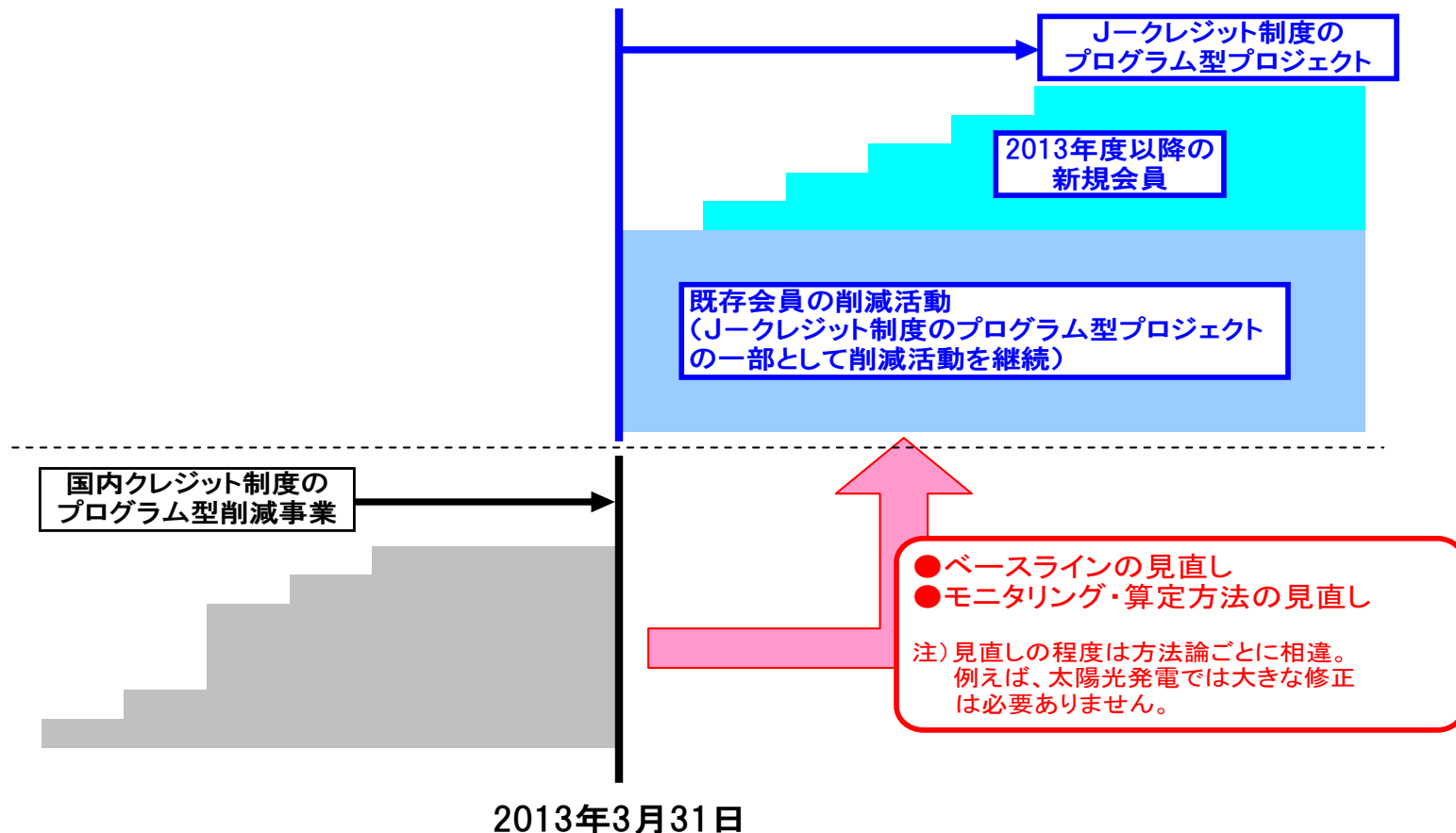
## プログラム型事業の移行手続きについて

- 国内クレジット制度で承認されたプログラム型事業をJ-クレジット制度でも継続することが可能です。
- 継続方法には2種類あり、それぞれ手続きが異なります。
  - ①2013年4月以降も新規会員を受付ける場合
    - J-クレジット制度のプログラム型プロジェクトとして新規に登録が必要になります。
    - 新規に登録する際には、J-クレジット制度のプログラム型プロジェクト計画書を作成し、審査機関による審査(妥当性確認)を受けた上で、J-クレジット制度の認証委員会に再登録申請を行う必要があります。
    - 新規に登録したプログラム型プロジェクトでは、2013年3月までの既存会員に加えて、2013年4月以降に設備を導入した新規会員も受け付けることができます。
  - ②既存会員分の認証申請のみを継続する場合
    - プログラム型事業の移行届をJ-クレジット制度事務局にご提出いただければ、2013年3月までの既存会員様分の認証申請を継続することが可能です。
- 共同実施者は、国内クレジットから移行する場合は必要ですが、J-クレジット制度として新規登録の場合は不要です。

# プログラム型事業の移行手続きについて

## 【2013年4月以降も新規会員を受付ける場合】

- J-クレジット制度の制度文書・方法論に沿って2013年4月以降の運営・管理の体制・方法を定め、プログラム型プロジェクト計画書を作成する必要があります。
- 既存会員の削減活動については、J-クレジット制度の方法論での規定に沿って、ベースラインを見直した上で、J-クレジット制度のプログラム型プロジェクトの対象に加えることとなります。



# プログラム型事業の移行手続きについて

## 【既存会員分の認証申請のみを継続する場合】

- プログラム型事業の移行届をJ-クレジット制度事務局にご提出いただければ、2013年3月までの既存会員様分の認証申請を継続することが可能です。
- 国内クレジット制度のルールに沿って、クレジット認証を継続することが可能ですが、新規会員の追加はできません。
- クレジット認証が可能な期間は各会員の事業開始日から8年間となります。
- 2013年4月以降の実績に基づき発行されるクレジットはJ-クレジットとみなされます。

